



内閣府

令和6年3月1日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

(株)琉球バス交通及び那覇バス(株)の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和5年12月28日付けで「株式会社琉球バス交通」及び「那覇バス株式会社」より申請のあった乗合バス事業の上限運賃の変更認可申請について、利用者利便性の向上はもとより、安定的かつ持続可能な地域公共交通を維持・確保するためにも運賃改定による収支改善が必要と判断し、本日3月1日付けで申請のとおり認可いたしました。

1. 主な運賃の変更内容

(1) 普通旅客運賃

申請者	現行	申請
株式会社琉球バス交通	●対キロ区間制 基準賃率 39円70銭 初乗運賃 160円	46円50銭 190円
	●均一制※ 240円	300円
那覇バス株式会社	●対キロ区間制 基準賃率 35円60銭 初乗運賃 160円	46円50銭 190円
	●均一制※ 240円	300円
	※均一制は那覇市内線運賃	

(2) 定期旅客運賃

申請者	種別	現行（割引率）	改定（割引率）
株式会社琉球バス交通	通勤	6,720円（3割引）	7,980円（3割引）
	通学	5,660円（4割1分引）	5,700円（5割引）
那覇バス株式会社	通勤	8,400円（3割引）	9,100円（3割引）
	通学	7,200円（4割引）	6,500円（5割引）

※琉球バス交通は対キロ区間制、那覇バスは均一制の初乗運賃の定期旅客運賃額を表示。

※表の運賃額及び割引率は1か月定期のもの。3か月定期は1か月定期の3倍の5分引き。

※「定期（通学）」は子育て世代の家計負担を考慮し、現行4割1分引（琉球バス交通）、4割引（那覇バス）を両社とも5割引に改定。

2. 平均改定率

- ・株式会社琉球バス交通：16.4%
- ・那覇バス株式会社：26.3%

3. 実施予定日

令和6年4月1日（月）

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局
運輸部陸上交通課業務係
担当者：新城、松浦
TEL：098-866-1836
FAX：098-860-2369